



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**公 告**

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）…………… 1
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・12件（南部土木事務所）…………… 2

**教育委員会事項**

- 教育庁等文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 6

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 カーミージー周辺地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 カーミージー周辺地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 読谷中学校跡地地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 波平平石原他西南地区地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月17日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 波平平石原他西南地区
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月29日 沖繩県指令土第606号、平成30年1月16日 沖繩県指令土第39号（変更）、平成30年4月19日 沖繩県指令土第357号（変更）、令和元年8月20日 沖繩県指令土第610号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字古堅松増原605番1から605番5まで、614番2の一部及び614番5並びに大里字古堅長増原752番1及び752番2並びに南風原町字宮平手登根976番1、977番1の一部及び977番2並びに字宮平慶原1098番の一部、1099番1及び1099番2の一部（2工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖繩県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市大里字古堅752番地1 株式会社丸浩重機工業 代表取締役 比嘉俊浩、糸満市字山城611番地 株式会社大鉦 代表取締役 比嘉俊浩
- 5 検査済証番号 令和元年11月25日 第4615号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月29日 沖繩県指令土第65号、令和元年11月7日 沖繩県指令土第778号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字新川富崎1585番35ほか5筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 公園
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖繩県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 鹿児島県鹿児島市玉里団地三丁目23番12号 第一建設株式会社 代表取締役 有嶋隆司
- 5 検査済証番号 令和元年11月26日 第4616号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖繩県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年11月8日 沖縄県指令南土第843号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川之尾原1108番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城387番地の1 ワイズアビタシオン101 松田裕治
- 5 検査済証番号 令和元年11月1日 N第988号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月10日 沖縄県指令南土第921号、令和元年10月10日 沖縄県指令南土第454号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平西徳枡原1398番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 石垣市新栄町73番地8 上原健司、石垣市新栄町73番地8 上原里美
- 5 検査済証番号 令和元年11月6日 N第989号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年1月28日 沖縄県指令南土第24号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間外間原25番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城440番地1 OKハイムⅡ205 齋藤準之介、南風原町字兼城440番地1 OKハイムⅡ205 齋藤加奈絵
- 5 検査済証番号 令和元年11月11日 N第990号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年8月23日 沖縄県指令南土第774号、令和元年10月25日 沖縄県指令南土第478号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字新垣新垣原22番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字新垣56番地 照喜名重臣
- 5 検査済証番号 令和元年11月11日 N第991号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年2月14日 沖縄県指令南土第50号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字屋宜原仲志原266番及び267番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川37番地12美らハウス302 比嘉大輔、南風原町字新川37番地12美らハウス302 比嘉久美子
- 5 検査済証番号 令和元年11月12日 N第992号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年3月8日 沖縄県指令南土第92号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原235番5及び237番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字真玉橋197番地ヴィルとみしろ202号室 我那覇公太
- 5 検査済証番号 令和元年11月12日 N第993号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年1月30日 沖縄県指令南土第27号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川之尾原1108番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城344番地の3ヒルサイドハウス202号 大岡素平、糸満市字兼城344番地の3ヒルサイドハウス202号 大岡千尋
- 5 検査済証番号 令和元年11月14日 N第994号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年11月14日 沖縄県指令南土第871号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川之尾原1108番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平613番地1シャトレ喜鶴105号 池間広光
- 5 検査済証番号 令和元年11月14日 N第995号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年3月5日 沖縄県指令南土第73号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字南波平波平原103番8及び103番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城493番地3 センチュリー21Ⅱ301号 山城裕司
- 5 検査済証番号 令和元年11月14日 N第996号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年7月19日 沖縄県指令南土第723号、平成31年1月9日 沖縄県指令南土第952号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川356番3、356番8及び356番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市伊祖二丁目3番1-908号サンチャイルドめぐみⅡ 儀間友輔
- 5 検査済証番号 令和元年11月15日 N第997号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年6月4日 沖縄県指令南土第649号、平成31年1月11日 沖縄県指令南土第956号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波西原531番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平612番地6 サニーハウストウマ203号 安里大地、豊見城市宜保五丁目3番地9 3F 安里康弘
- 5 検査済証番号 令和元年11月20日 N第998号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月17日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年6月15日 沖縄県指令南土第667号、平成31年3月4日 沖縄県指令南土第79号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武喜屋武原308番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市繁多川3丁目8番28号メゾンI TOKAZU 4-D 来間勝彦
- 5 検査済証番号 令和元年11月22日 N第999号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月2日

**教育委員会事項**

**沖縄県教育委員会訓令第8号**

教育庁等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月17日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

**教育庁等文書管理規程の一部を改正する訓令**

教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「（以下「総務私学課長」という。）」を削る。

第3条第3項中「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

文書は、能率的な事務又は事業の処理及び適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有するものを一の集合体にまとめて管理しなければならない。ただし、単独で管理することが適当であると認められる文書（次項及び第7条第2項において「単独管理文書」という。）については、この限りでない。

第5条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 文書ファイル（前項の規定によりまとめられた一の集合体をいう。第7条第2項において同じ。）及び単独管理文書は、教育庁等文書編集保存規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第3号）に定める文書分類表及び共通文書分類表に従い分類し、及び整理した上で、キャビネットその他これに類するもの（以下この項において「キャビネット等」という。）に収納しなければならない。ただし、キャビネット等に収納することが不適当なものについては、この限りでない。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 総務課長は、文書の適切な管理に資するため、文書ファイル及び単独管理文書ごとに、文書ファイル等管理簿（その名称、分類、保存期間その他必要な事項を記載した帳簿をいう。）を調製し、これをインターネットの利用その他の方法により一般の利用に供するものとする。

第16条第2項中「総務私学課」を「総務部総務私学課」に改める。

第36条第1項中「規則等」を「教育委員会規則等」に改める。

第42条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第58条中「（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第3号）」を削る。

**附 則**

この訓令は、令和元年12月17日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
-------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------